

青い旅

家庭や学校、その他さまざまな場で、反抗期について語られることがあります。大人が自分の思春期にあった反抗期を少し苦い思い出として話すこともあるでしょうが、子育て真っ最中の親としては、なかなかやっかいなものです。そこで、今回は、思春期の反抗期について考えてみましょう。

反抗期とは？

反抗期には幼児期（二、三歳頃）の第一反抗期、そして思春期（十三、四歳頃）の第二反抗期があります。

第一反抗期では、「いや」「自分も」「自分で」とよく言います。人の持っている物を「自分も」と要求します。衣服や靴の着脱を「自分で」しますが、これは自我の芽生えです。この時期は子どもが自分でしたがることをできるだけさせ、見守ることが大切でしょう。

第二反抗期は、思春期とも重なり、身体的には急速に発達、成熟し、大きな変化が起きる時期です。また、精神的には「自分」について考えるようになり、心の中に不安や葛藤を抱えるようになる時期です。その不安や葛藤が、大

人に対しての攻撃、批判、嫌悪、いらだちという態度として表れます。この態度はかなり辛らつで、大人は打撃を受けることが多いのです。

「言うことを聞かないし、逆らってばかり。いつも不機嫌だ。」こんな言葉を聞くことはめずらしくありません。

反抗期は自立への道

この反抗的な態度は、子どもが心の内から起こる不安や葛藤を、ただ、ぶつけているだけではありません。自立へのサインとも言えます。

子どもは、小さい時から親に守られて育ちます。自分を大事にされていることを実感し、自尊心を培っていきます。家庭は子どもにとっての安全基地となりますが、そこにある親子関係は、親が巨大で子

どもが弱小の上下の関係です。しかし、思春期の頃ともなると、「もう言われることを聞くだけの子どもではない」というプライドができます。そこで、親子関係においても、上下関係でなく、対等の関係を築こうとするのです。また、「親にとつてのいい子」にならなければならぬという思いから、自分自身を解放し、「自分らしい生き方」を模索していくこととなります。

この時期を、親子関係を結び直す機会と捉え、反抗的な態度を理解しながらも、理不尽なことには毅然とした態度で向き合うことが必要でしょう。反抗期は親離れ・子離れに至るために必要なことであり、自立への第一歩です。成長し、大人同士の本当の対等な関係を築けたところで反抗期は終了します。

反抗期がないのはどう？

思春期の子どもに対して、対等な大人として扱うようにすれば反抗期はないかもしれませんが。しかし、いわゆる友達親子で、親が子どもの位置

まで下りてきた場合、子どもの要求を丸呑みする親子関係になるなど、気がつくとも子どもが「暴君」になっていたということにもなりかねません。また、親からの支配が大きく、子どもが反抗する機会を奪っている関係の場合は、思春期でなく、大人になってから抑圧されたものが爆発するように反抗的な態度が出てくる可能性もあります。

子どもが自立への道を進んでいけるよう、みんなで応援しましょう。

出雲市子ども・若者支援センター

ヤッホー ナ ヤ ム ナ

フリーダイヤル

0120-84-7867

相談時間 ○月～金曜日 8時30分～18時
○土曜日 8時30分～17時

※土曜日は事前予約の面接相談のみ。
※必要に応じて訪問相談もします。

住所異動などの手続きをされる方へ 春の引越しシーズンは、市民課窓口が混雑します

例年、住所異動などが多くなる3月下旬から4月上旬にかけて窓口が大変込み合います。業務の迅速化に努めていますが、混雑時には受付が集中し、手続きによっては時間がかり、お待ちいただくこともあります。大変ご迷惑をおかけしますが、ご了承ください。

混雑が予想される日時や、手続きのポイントなどをお知らせしますので参考にしてください。

1. 窓口の開設時間

月曜日～金曜日（祝日除く）
午前8時30分～
午後5時15分

（住基カードの交付申請は午後5時まで、電子証明書の申請は午後4時30分まで）

2. 混雑が予想される日時

・ 3月下旬から4月上旬
・ 月曜日及び祝日明け
・ 午前11時～午後2時頃

3. 比較的窓口が空いている日時

・ 火曜日～木曜日
・ 午前8時30分～午前10時頃
・ 午後3時頃～午後5時15分

4. 住所異動や住民票などの手続きの際には「本人確認資料」を持参してください

個人情報等の不正取得や虚偽の手続きを防ぐため、住所異動や住民票・戸籍記録事項証明書（謄抄本）の手続きの際には「本人確認資料」により本人確認を行なっています。皆さまの個人情報を守るためのものですので、ご協力をお願いします。

【本人確認資料】

▼顔写真付きの官公署発行の書類を1点

（例）運転免許証、顔写真付きの住基カード、旅券、在留カード及び特別永住者証明書など

▼右の書類がない場合は、次の書類を2点

（例）健康保険証、介護保険証、年金手帳、年金証

書、顔写真なしの住基カード、学生証など

5. 印鑑登録証明書（印鑑証明）の発行には印鑑登録証が必要です

印鑑証明の発行には「印鑑登録証」が必要ですので、必ず持参してください。

6. お近くの窓口をご利用ください

住基カードの即日発行などの一部業務を除き、住所異動や印鑑登録・住民票等の発行などは、本庁・支所いずれの窓口でも対応できます。お近くの窓口をご利用ください。

また、住基カードをお持ちの方は、住民票（同一世帯全て）と印鑑証明（本人のみ）は、市役所本庁1階に設置しています。証明書自動交付機で取得できますので、ご利用ください。

*ご不明な点は、あらかじめお問い合わせのうえ、お出かけください。

【おたすね】

市民課	☎ 21-2211
平田支所 市民福祉課	☎ 63-5565
佐田支所 市民サービス課	☎ 84-0111
多伎支所 市民サービス課	☎ 86-3116
湖陵支所 市民サービス課	☎ 43-1214
大社支所 市民サービス課	☎ 53-3115
斐川支所 市民生活課	☎ 73-9100

住民基本台帳カード(住基カード)の有効期限は発行から10年間です。

有効期限が切れた住基カードは、証明書自動交付機を利用できません。また、顔写真付きのカードの場合は、身分証明書としての効力も失効してしまいます。引き続きカードの利用を希望される場合は、市民課が各支所の住基カード担当窓口申請してください。（カード発行手数料無料）